

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

- ◆ 告 示 字の区域の廃止等
字の区域の変更等
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第三百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から字の区域を廃止し、当該区域をもつて次のとおり町の区域を新設する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の廃止及び町の区域の新設は、昭和六十一年五月六日からその効力を生ずる。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

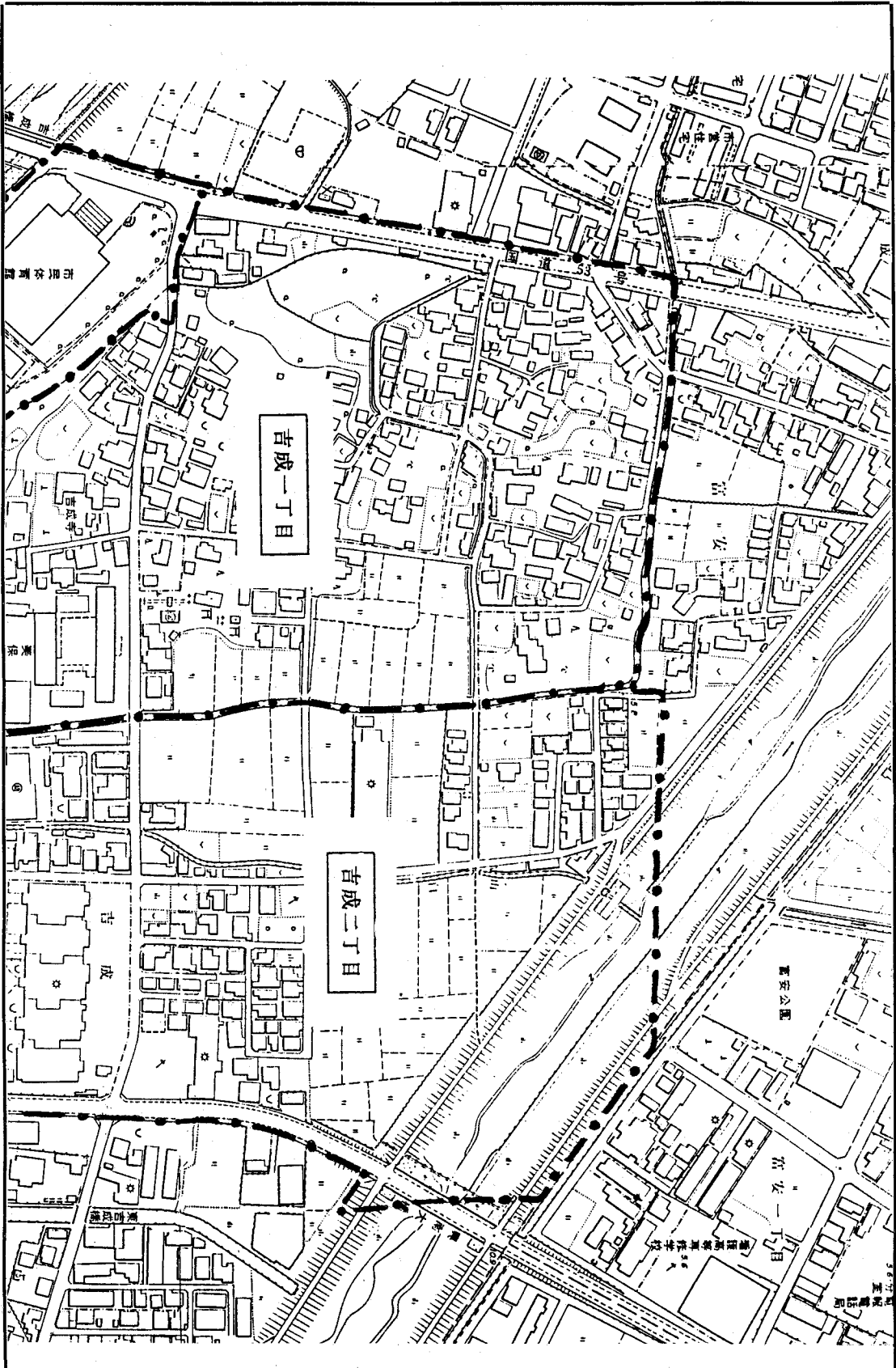
吉成一丁目

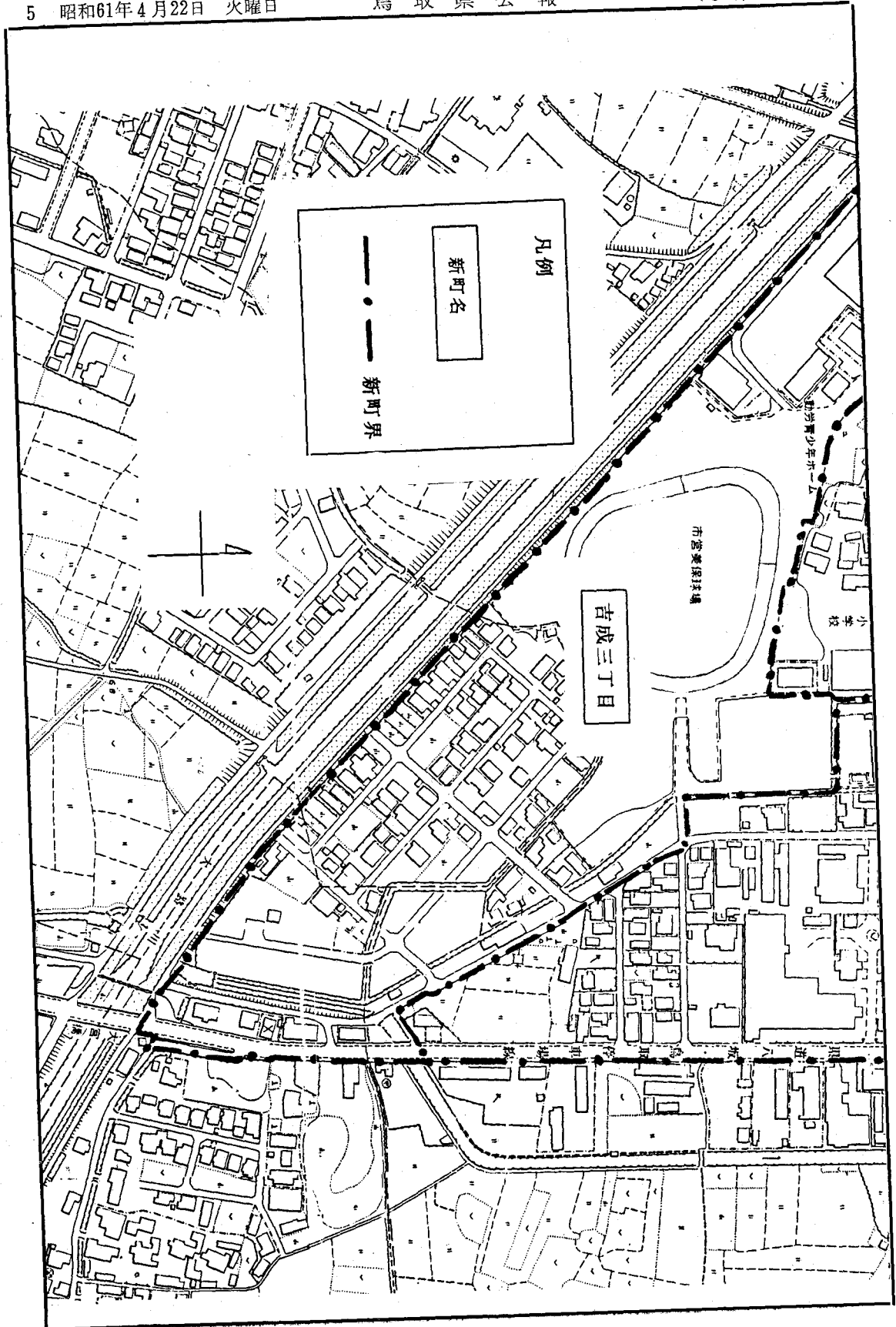
同上の区域の境界線
（一）昭和六十年九月二十七日現在の地番による。
（二）道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長又は二線の端を結ぶ直線とする。）

吉成字下土居と吉成字四反所との境界線
吉成字下前田と吉成字向前田との境界線
吉成字上前田と吉成字六反田との境界線
吉成字松ノ下三七七の一と接する道路の西側線
吉成字松ノ下三七七の一、三八〇の二、三八〇の六、三八〇の五、三八〇の三、三八〇の四の各番と三七六の一、三七九の二、三七七の五、三八〇の九、三八〇の一、三八〇の八の各番が接する線
吉成字土居垣四一七の一、四一七の二、四一九、四二二の一、四二二の二、四二二の三、四二二の四、四二二の五の各番と四一八の一、四一八、四二二の二、四二二の三、四二二の四、四二二の五、四二二の六、四二二の七の各番が接する線
吉成字上土居四三三の七、四三三の八、四三三の九、四三三の二の各番と四三三の五、四三三の六の各番が接する線
吉成字上土居と吉成字土居垣との境界線
吉成字東ノ島七三六の八、七三六の九、七三六の七の各番と七三六の五が接する線
吉成字打明七一一の二、七一一の六、七一一の一、七一一の七、七一一の三、七一一の四の各番と七一一の八、七一一の五、七一一の六、七一九の三、七一九の二の各番が接する線
吉成字東井手越シと吉成字打明との境界線

<p>吉成二丁目</p>	
<p>吉成字上前田と吉成字六反田との境界線 吉成字下前田と吉成字向前田との境界線 吉成字下土居と吉成字四反所との境界線 吉成と富安との境界線 吉成と富安一丁目との境界線 吉成字柳ヶ坪と吉成字上竹ノ下との境界線 吉成字柳ヶ坪と吉成字石堂との境界線 吉成字柳ヶ坪三三三の八、三三二の三、三三二の四、三三二の九の各番と三三四の四、三三二の一、三三二の八の各番が接する線 吉成字下坪三一五の七、二五六の七、二五六の六、二五六の五、二五五の八、二五四の一一の各番と三三三の一五、</p>	<p>吉成字東井手越シ七一四の二、七一五の三の各番と七一四の一、七一五の一の各番が接する線 吉成字打明七一七の六、七一七の一の各番と七一七の三が接する線 吉成字下井後と吉成字東井手越シとの境界線 吉成字下井後六三九の二、六三九の九、六三九の一九、六三九の一八、六三九の二〇、六四〇の三、六四〇の四の各番と六四〇の二、六三九の一〇、六三九の一、六三九の一二、六四〇の一の各番が接する線 吉成字大橋詰六三八の五、六三八の四、六三七の三、六三七の四、六三六の四、六三四の三、六三三の二、六三三の三、六三三の一〇、六三三の九の各番と六三八の二、六三七の三、六三七の一、六三六の一、六三四の一、六三三の四、六三三の六、六三三の五、六三三の二の各番が接する線 吉成字下土居四九一の二三、四九一の二二、四九一の一八、四九一の二一、四九一の一九、四九一の二〇の各番と四九一の一六、四九一の一四、四九一の一、四九一の五の各番が接する線 吉成と富安との境界線</p>

<p>吉成三丁目</p>	
<p>吉成字松ノ下三七七の一と接する道路の西側線 吉成字松ノ下三七七の一、三八〇の二、三八〇の六、三八〇の五、三八〇の三、三八〇の四の各番と三七六の一、三七九の二、三七七の五、三八〇の九、三八〇の一、三八〇</p>	<p>三三三の二二、三三三の二三、三三三の二四、二五六の一、二五六の二、二五五の一、二五五の四、二五四の一の各番が接する線 吉成字中坪二四一の一〇、二四一の九、二四一の八、二三九の一二、二三九の一三、二三九の一、二三八の五の各番と二四〇の四、二四一の一、二四一の七、二三九の三、二三九の一、二三九の四、二三八の一の各番が接する線 吉成字西ノ欠二二五の四、二二四の五、二二五の六、二二四の三、二二三の六の各番と二二五の三、二二四の一、二一五の五、二一四の一、二一三の二の各番が接する線 吉成字分木二〇八の二、二〇九の四、二〇七の五、二〇七の三、二〇七の一の各番と二〇八の四、二〇九の八、二〇九の九、二〇九の七、二〇七の二の各番が接する線 吉成字墓ノ下と吉成字分木との境界線 吉成字墓ノ下三五七の四、三五八の四、三五八の二、三五五の二、三五五の六、三五五の四、三五三の二、三五二の二、三五二の四、三五二の九、三五二の八の各番と三五七の三、三五八の三、三五八の九、三五五の九、三五五の一〇、三五五の一、三五三の七、三五二の一三、三五二の三、三五二の七の各番が接する線 吉成字西ノ欠二一五の六七、二一五の五五、二一五の三七、二一五の三九、二一五の一、二三〇の五、二三〇の三、二三〇の一、二三〇の一三、二三〇の一〇の各番と二二八の七、二二八の一、二二八の九、二二八の一二の各番が接する線 吉成字西ノ欠と吉成字六反田との境界線 吉成字六反田三四四、三四五、三四二の一の各番と接する水路の北側線</p>





吉成字西ノ欠二二五の六七、二二五の五五、二二五の三七、二二五の三九、二二五の一、二二〇の五、二二〇の三、二二〇の一、二二〇の一三、二二〇の一〇の各番と二二八の七、二二八の一、二二八の九、二二八の一二の各番が接する線

吉成字西ノ欠と吉成字六反田との境界線

吉成字六反田三四四、三四五、三四二の一の各番と接する水路の北側線

鳥取県告示第三百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による園地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年十月三十日現在の地番による。）
大字園字樽	大字園字樽のうち二三〇の六、二三一、二三二の二、二三三の三、二三三の二、二三四の二、二三六、二三七の二、二四〇の二、二四四の二、二四五の二から二四五の四まで

大字園字新宮	二四六から二四九まで、二五〇の一、二五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字園字寺畑	大字園字寺畑のうち二五一の二及びこれと一体をなす国有地並びに二五一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字園字下尾谷	大字園字新宮のうち三四四の二、三四五の二、三四六の一部、三四七、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字園字於龜堂	大字園字下尾谷のうち三七七の一部、三七八の二の一部、三八一の二の一部、三八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字園字寺田	大字園字於龜堂のうち四八四の二、四九〇から四九四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四八九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字園字前田	大字園字下尾谷三八一の二の一部、三八二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字園字野町	大字園字於龜堂四九〇の一部、四九一の一部、四九二、四九三の一部、四九四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字園字寺田	大字園字野町四九五の一、四九五の二、四九六、四九七の二の一部、四九七の二の一部、四九八の二の一部、四九八の二の一部、四九九、五〇〇の一、五〇〇の二の一部、五〇一の一部、五〇二の一部、五〇九の一、五〇九の二、五〇一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字園字寺田	大字園字寺田のうち五二〇の一部、五二一の一部以外の区域
大字園字前田	大字園字前田五二九の二の一部、五三二から五三七までの区域

<p>大字園字前田</p> <p>一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二九の二と一体をなす国有地の一部 大字園字流田八六六、八六七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字園字樽二三〇の六、二三一、二三二の二、二三三の三、二三四の二、二三五の二、二三六、二三七の二、二四〇の二、二四四の二、二四五の二から二四五の四まで、二四六から二四九まで、二五〇の一、二五〇の二及びこれらと一体をなす国有地 大字園字寺畑二五一の二及びこれと一体をなす国有地並びに二五一の一と一体をなす国有地の一部 大字園字新宮三四四の二、三四五の二、三四六の一部、三四七、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字園字下尾谷三七七の一部、三七八の二の一部、三八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字園字野町五〇〇の二の一部、五〇一の一部、五〇一の一、五〇二の一部、五〇三から五〇八まで及びこれらと一体をなす国有地 大字園字寺田五二〇の一部、五二一の一部 大字園字前田のうち五二九の二の一部、五三二から五三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字園字西川</p> <p>大字園字西川のうち七六一の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字園字西茄子</p> <p>大字園字西茄子のうち七八一の五及びこれと一体をなす国有地並びに八〇八から八一一まで、八一三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字園字五反田</p> <p>大字園字五反田のうち八二一、八二二の一、八二二、八二四の一、八二四の二、八二五の一、八二六の一、八二六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字園字西山崎</p> <p>大字園字西川七六一の一及びこれと一体をなす国有地 大字園字西茄子七八一の五及びこれと一体をなす国有地並びに八〇九から八一一まで、八一三と一体をなす国有地の一部 大字園字五反田八二一、八二二の一、八二二、八二四の一、八二四の二、八二五の一、八二六の一、八二六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字園字西山崎のうち八三二の二の一部、八三三の二の一部、八三三の二、八三四の二、八三四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字園字嶋見</p> <p>大字園字西茄子八〇八、八〇九と一体をなす国有地の一部 大字園字西山崎八三二の二の一部、八三三の二の一部、八三三の二、八三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字園字嶋見のうち八三五の一部以外の区域 大字園字流田八五二、八五三の二の一部、八五三の二の一部、八五四の二の一部、八五四の二、八五五から八五七までの一部、八五九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字園字岩鍋八六九の一部、八七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字園字流田</p> <p>大字園字於龜堂四九四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字園字野町四九七の二の一部、四九七の二の一部、四九八の二の一部、四九八の二の一部、五一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九五の二、四九六、五一〇と一体をなす国有地の一部 大字園字西山崎八三二の二の一部、八三三の二の一部、八三四の二の一部、八三四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字園字嶋見八三五の一部 大字園字流田のうち八五二、八五三の二の一部、八五三の二の一部、八五四の二の一部、八五四の二、八五五から八</p>		

大字園字岩鍋	五七までの一部、八五九の一部、八六七の一部、八六八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六六、八六七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字園字岩鍋八六九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字園字河本九〇七の一と一体をなす国有地の一部
大字園字河本	大字園字於龜堂四八四の二、四九三の一部、四九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字園字流田八六七の一部、八六八の一部及び八六七と一体をなす国有地の一部 大字園字岩鍋八六九から八七一までの一部、九〇五の一部、九〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字園字河本のうち九一五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字園字河本九一六の二、一五二四の二、一五二四の三
大字園字河原田	大字園字河本九一五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字園字河原田のうち九一六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字園字鴨瓜下九六七の四、一〇〇〇の四、一〇〇一の三及びこれらと一体をなす国有地 大字園字熊田一一二六の二の一部、一一二七の一部、一一二八の一部、一一二九、一一三一の四及びこれらと一体をなす国有地
大字園字鴨瓜下	大字園字鴨瓜下のうち九六七の四、一〇〇〇の四、一〇〇

大字園字熊田	一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字園字熊田のうち一一二六の二の一部、一一二七の一部、一一二八の一部、一一二九、一一三一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字園字奥菅町	大字園字奥菅町のうち一四二七、一四二八、一四三〇の二、一四三一、一四三二、一四三三の二、一四六三の三から一四六三の五まで、一四六四の二、一四六五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字園字中菅町	大字園字奥菅町一四二七、一四二八、一四三〇の二、一四三一、一四三二、一四三三の二、一四六三の三から一四六三の五まで、一四六四の二、一四六五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字園字中菅町の全域 大字園字二ノ中菅町一四八〇から一四八二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字園字東中山一五二二の二、一五二四の二、一五二四の三
大字園字二ノ中菅町	大字園字二ノ中菅町のうち一四八〇から一四八二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字園字東中山	大字園字東中山のうち一五二二の二、一五二四の二、一五四の三以外の区域
廃止する字の名称	大字園字野町

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業に係る園地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次